

別表（第3条、第4条関係）

類型	サービス種別	支援金額
訪問系	相談支援、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援	100,000円
通所系	就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、生活介護、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、地域活動支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス	定員20人以上の場合にあつては250,000円 定員20人未満の場合にあつては100,000円
グループホーム	共同生活援助	300,000円
入所系	施設入所支援	2,000,000円

備考 サービス種別の欄に掲げるサービス等は、それぞれ法第5条第1項、第18項、第26項及び第27項並びに児童福祉法第6条の2の2第1項に規定するものをいう。